

令和5年第12回

島田市教育委員会定例会

令和5年12月28日

令和5年 第12回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和5年12月28日（木）午後2時00分～午後4時00分
会場：市役所本庁舎 第2委員会室（4階）

- 1 開会
- 2 会期及び会議時間の決定
- 3 会議録署名人の指名
- 4 教育部長報告
- 5 事務事業報告
 - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課
 - (4) 社会教育課 (5) スポーツ振興課 (6) 図書館課
- 6 連携報告
 - (1) 文化振興課 (2) 博物館課
- 7 付議事項
 - (1) 令和6年度島田市の教育方針について
 - (2) 島田市伊太体育館条例施行規則の制定について
 - (3) 島田市相賀体育館条例施行規則の制定について
- 8 協議事項
- 9 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
 - (1) 事務局から提案するもの
 - (2) 各委員が提案するもの
- 10 報告事項
 - (1) 令和5年11月分の寄附受納について（教育総務課）
 - (2) 令和5年11月分の生徒指導について
 - (3) 島田市立中部学校給食センター調理及び
市内小中学校配膳・配達委託契約について
 - (4) 令和5年11月分の寄附受納について（社会教育課）
 - (5) 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について
 - (6) しまだ楽習センター条例を廃止する条例について
 - (7) 島田市伊太体育館条例について
 - (8) 島田市相賀体育館条例について
 - (9) 指定管理者の指定について
- 11 その他
 - (1) 会議日程について
 - ・次回 第1回島田市教育委員会定例会
日時 令和6年1月25日（木）午前10時00分～正午
会場 市役所本庁舎 第2委員会室（4階）
 - ・次々回 第2回島田市教育委員会定例会
日時 令和6年2月22日（木）午前10時00分～午後1時00分
会場 山の家 第2集合室
- 12 閉会

教 育 部 長 報 告

一般質問（令和5年11月市議会定例会）

12. 3番 天野 弘 議員 （一問一答）

2. インクルーシブ教育の取組について

インクルーシブ教育は、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みで、共に学ぶことを通して共生社会の実現に貢献することを目指している。2016年、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」に示され、我が国でも批准に向けて、「障害者基本法」の改正を行うなど、当該制度に取り組むこととした。

一方で、我が国では既に2007年に「学校教育法」の改正を行い、障がい者に対する教育を「特殊教育」から「特別支援教育」に変更し、全ての幼稚園・学校において障がいのある子どもの支援の充実を図ることとした。現在、障がいのある児童・生徒については、障がいの内容や程度、意向などにより、通常の学級に在籍しながら特別な指導を受ける通級指導教室、通常の学校に設置された特別支援学級、さらに特別に設置された特別支援学校に在籍することになっている。

最近、発達障害の子どもの就学や教育支援が大きな問題となっている。発達障害は、大きく学習障害、注意欠如・多動症、自閉スペクトラム症に分類されているが、その重複化や程度に差がみられ障害のない子どもとの区別が難しいことが指摘されている。昨年度の国の調査によると、発達障害をもつ児童・生徒数は、8.8%と12人に1人の割合となり、10年前の調査に比べて2.3ポイント増加していると報告されている。この増加の原因として、障がいへの理解が深まったことが挙げられているが、原因については究明されていない。今後、さらに発達障害をもつ児童・生徒が増加することが懸念される中、あらゆる差別がなく、障がい者等が積極的に参加・貢献できる「共生社会」を構築していくためにも、インクルーシブ教育の取組は欠かせないものと思われる。

全国的にも既にインクルーシブ教育に取り組み始めている地域もある。国では特別支援学校と通常の学校を一体化するモデル事業の来年度予算化を目指している。しかしながら、当市の総合計画や教育方針において、インクルーシブ教育についての取組が取り上げられていない。

そこで、当市における特別支援教育の取組とインクルーシブ教育に対する考え方について、以下質問する。

〈質問〉

(1) 当市における特別支援学級在籍児童生徒数及び特別支援学級数の状況について伺う。

〈答弁〉

令和5年度の特別支援学級在籍児童生徒数は、小学校が194人、中学校が80人です。

令和5年度の特別支援学級数は、小学校が33学級、中学校が17学級です。

〈質問〉

(2) 当市では、どのような就学支援を行っているのか伺う。

<答 弁>

発達検査員による教育相談と発達検査、フィードバックにより、保護者と保育所等や学校が子どもの発達の状況を把握できるようにしています。また、必要に応じて、医療受診を勧め、医師の判断、助言を得ることで発達の特性を把握しています。その上で、保護者の同意のもと、就学支援委員会で個々の次年度の適切な学びの場を審議します。審議結果を保護者に伝え、保護者が子どもの適切な学びの場について判断できるようにしています。

<質 問>

- (3) 特別支援教育とインクルーシブ教育に違いがあるのか。それぞれのメリットと課題について伺う。

<答 弁>

特別支援教育は、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うものです。インクルーシブ教育システムは、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みです。特別支援教育のメリットは、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、ニーズに即した手立てを講じることで、一人一人の可能性を引き出し、自己肯定感を高め、自分も他者も大切にする支援ができます。課題は、特別支援教育を充実させるために教職員の専門性を今以上に向上させる必要がある点です。インクルーシブ教育のメリットは、子どもたちが多様な人と関わることで、お互いを理解することができます。課題は、全ての子どもに対して、同じ場での教育を行おうとすることは、同じ場で学ぶという意味では平等ですが、実際に学習活動に参加できていなければ、子どもに健全な発達や適切な教育のための機会を平等に与えていることにならないということです。そして、そのことが、将来、子どもが社会参加することを難しくする可能性があることです。

<質 問>

- (4) 当市におけるインクルーシブ教育について、今後どのように取り組む考えがあるのか伺う。

<答 弁>

共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムを構築するために、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考えます。本市では、今後も一人一人の障害の状況や特性、能力や成長を考慮しながら、特別支援学級の子どもと通常学級の子どもの交流をさらに進めていきたいと考えます。併せて、教職員の専門性を向上させるために、研修会を企画したり、県主催の研修会に参加したりします。

13. 19番 横山香理 議員 (一問一答)

1. 保育を取り巻く様々な課題について

先日民間保育協会と語る会に同僚議員と出席した。その時に保育現場からの様々な切実な声を聞かせていただき、その後ある保育園を見学させていただいた。子どものバス置き去り事故を受けて、事故防止のチェック体制、昼寝時のうつぶせ寝防止のチェックシートを使った見守り体制、医療的ケア児への対応などの取組も拝見した。また、膨大な事務仕事、発達において気にかかる子どもの増加、保護者への対応など、現場は毎日追われていると感じた。そのような中でも、子どもたちの健やかな成長を願って、一生懸命目の前の課題と向き合う姿がうかがわれた。

こうした保育を取り巻く様々な課題がある中で、当市としてどのように対応しているか伺いたく、以下質問する。

＜質問＞

(4) 就学支援は4歳からスタートするが、この時期では早いとの見方もある。なぜこの時期なのかその理由を伺う。

＜答弁＞

文部科学省は、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの就学支援を行うことが重要であるとしています。早期からの支援を受けることにより、生活やその後の学習等へ適応が一層可能になると考えます。

18. 4番 横田川真人 議員 (一問一答)

2. 学校教育について

文部科学省が10月4日に発表した調査で、不登校が過去最多との結果が出た。また、いじめの件数も過去最多である。背景は様々あるが、多様な個性を尊重する風潮の中、学校教育は大きな壁に突き当たっているのではないか。そこで以下伺う。

＜質問＞

(1) 島田市の不登校児童・生徒の状況について

① 不登校児童・生徒は何人いるか。

＜答弁＞

年間30日以上欠席した不登校の児童生徒は、令和4年度の年間の累計調査では、小学校で73人、中学校で140人、合わせて213人いました。

＜質問＞

② 行き済りは何人くらいいるか。

＜答弁＞

不登校が理由で年間30日以上欠席していなくても、不登校の傾向があると学校が判断した児童生徒は、令和4年度の年間の累計調査では、小学校・中学校ともに55人ずつ、合わせて110人いました。

＜質問＞

③ 原因は何か。

<答 弁>

不登校の原因は多岐に渡り、また複合する場合もあり、原因の特定が困難な場合もあります。学校の調査においては、「学校における人間関係」をはじめ、「遊び・非行」「無気力」「不安」などを本人に係る原因としています。また、学校や家庭に係る原因としては、「いじめ」「いじめを除く友人関係」「教職員との関係」「学業不振」「進路に係る不安」「クラブ活動、部活動への不適応」「学校の決まり等をめぐる問題」「入学、転編入学、進級時の不適応」「家庭に係る状況」などがあります。

<質 問>

(2) 解決のためにどのようなことをしているか。

<答 弁>

不登校児童生徒には、学級担任が中心となって面談や家庭訪問等を実施しています。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、ケース会議を実施し、個々の状況に応じて外部機関につなげています。それ以外にも、スクールカウンセラーによる心理的な支援、教育センターによる学習のサポート等を行っています。

<質 問>

(3) 不登校児童・生徒の学力を担保するための施策はあるか。

<答 弁>

多様な学びの機会の確保を目的に、タブレットによる、家庭でのデジタルコンテンツの利用やオンライン授業への参加を呼び掛けています。また、本市では、不登校児童生徒の学習状況を、学校が主体的に把握できるシステムを今年度から運用しています。具体的には、不登校または不登校傾向の児童生徒に関する情報をデータ入力することで、児童生徒への支援の必要性や支援内容が、目安として自動的に示されます。学校は示された内容を参考に学習支援につなげています。さらに、学校が不登校児童生徒や保護者に適切なアドバイスができるよう、教職員向けの研修会において、学習ができる学校以外の場である「教育センター」や「もみの木学級」等について情報を提供しています。

19. 11番 四ツ谷 恵 議員 (一問一答)

1. 障がいをもった全ての子どもたちに行き届いた教育を

「子どもの権利条約」第23条は、障がいを有する子どもには、十分な援助が必要であり、親の負担を考慮して可能な限り、無償にすべきとたつていて。これにのっとり第4次障害者計画（2018年度～2023年度）に基づく第2期（2021年度～2023年度）障害児福祉計画において、基本指針の中に「すべての子どもたちが健やかに成長するように支援するものであって良質かつ適切なものでなければならない」とある。また、各機関と連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して乳幼児から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るうたつていて。この計画内容を踏まえ、以下質問する。

<質問>

(2) 島田市の特別支援教育の支援体制の充実について

- ① 特別支援学級の配置基準は児童・生徒8人につき先生1人となっている。支援員はどのように配属されているか。

<答弁>

県の非常勤の特別支援教育充実支援員は、小学校に5人、中学校に2人配属されています。市の学校教育支援員については、小学校に37人、中学校に15人配属しています。特別支援学級への配属については、必要に応じて校長の裁量で行います。

<質問>

- ② 特別支援教育等経費はこの3年間どのように推移しているか。

<答弁>

特別支援教育費等経費は、令和3年度までそれぞれの事業の中に計上しましたが、令和4年度から一括して計上しています。その中で、巡回相談及び発達検査に係る経費は、令和2年度から3年間で約220万円増加しています。

<質問>

- ③ 特別支援学級に対して地域ボランティアが参画できるか伺う。

<答弁>

特別支援学級の場合、特に個人情報の漏洩等の心配があり、現在、特別支援学級に地域ボランティアをお願いすることは考えていません。

<質問>

- ④ 中学校の特別支援学級の在席生徒への進路指導は、保護者に対し具体的にどのようにアドバイスしているか、事例を伺う。

<答弁>

特別支援学級在籍生徒には、見通しをもって進路決定をするために早めに進路指導を始めています。学校生活での様子や生徒本人の希望を基に、保護者の想いを確認し、様々な進路先を紹介するとともに、学校見学会への参加を勧めています。情報提供をし、本人や保護者が自らの意思でスムーズに進路決定できるよう努めています。

<質問>

- ⑤ 「障害者の権利に関する条約」第24条で、文部科学省は基礎的環境整備について「共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である」としている。これを踏まえ、当市ではインクルーシブ教育をどのように捉えているか伺う。

<答弁>

本市では、お互いに尊重し合える共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育は重要であり、そのシステム構築のためには、障害のある子どもが、その可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会へ参加できるよう、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を着実に進める必要があると考えます。

事 務 事 業 報 告

事務事業の概要

教育総務課

実施(11月30日～12月27日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
11月30日	木	第11回教育委員会定例会	市役所会議室
		新校舎内覧会(教育委員)	第一小学校
12月 1 日	金	電気設備工事完成検査	第一小学校
12月 4 日	月	機械設備工事完成検査	第一小学校
12月 6 日	水	建築工事完成検査	第一小学校
		北部地区4小学校備品等運搬作業業務入札	市役所会議室
12月 8 日	金	学校訪問	六合東小学校 川根中学校
12月11日	月	新校舎見学会(伊太小児童・保護者) (参加者:61人)	第一小学校
12月12日	火	新校舎見学会(神座小児童・保護者) (参加者:58人)	第一小学校
		新校舎見学会(島一小児童・保護者) (参加者:647人)	
12月13日	水	学校訪問	第一中学校 伊太小学校
		新校舎見学会(相賀小児童・保護者) (参加者:43人)	第一小学校
		学校跡地利活用伊太小学区説明会 (参加者:31人)	梅の里伊太コミュニティセンター
		第4回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	市役所会議室
12月15日	金	学校跡地利活用伊久美小学区説明会 (参加者:15人)	伊久身農村環境改善センター
12月16日	土	新校舎見学会(地域住民) (参加者:404人)	第一小学校
12月19日	火	新校舎見学会(伊久美小児童・保護者) (参加者:52人)	第一小学校
		学校跡地利活用神座小学区説明会 (参加者:18人)	北部ふれあいセンター
		第5回教育委員会に関する事務の点検・評価に係る外部評価委員会	市役所会議室
12月20日	水	学校跡地利活用相賀小学区説明会 (参加者:19人)	相賀小学校クラブハウス

月 日	曜日	事 項	場 所
12月21日～ 12月28日	木 木	島田第一小学校引越し(旧校舎から新校舎)	第一小学校
12月22日	金	第1回総合教育会議	市役所会議室
12月27日	水	東側道路周辺整備工事完成検査	第一小学校

予 定 (12月28日～1月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月 6日	土	島田第一小学校旧校舎備品譲渡会 (学区内自治会)	第一小学校

事務事業の概要

学校教育課

実施(11月30日～12月27日)

月日	曜日	事項	場所
11月30日	木	学校祭(第五小)	
12月1日	金	学校祭(第四小、初倉南小)	
12月2日	土	学校祭(第一小、伊太小、伊久美小、川根小)	
		休日参観(五和小)	
12月4日	月	代休(第一小、伊太小、伊久美小、五和小、川根小)	
12月7日	木	学校祭(大津小)	
12月8日	金	島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会	市役所会議室
12月9日	土	サタデーオープンスクール⑯ (参加者:14人)	伊久美地区
12月12日	火	学校祭(五和小150周年)	
12月16日	土	学校祭(相賀小)	
		サタデーオープンスクール⑰ (参加者:20人)	伊久美地区
12月18日	月	代休(相賀小)	
12月19日	火	冬休みを迎える会(第一小)	
12月21日	木	2学期終業式(五和小)	
		いじめ問題対策連絡協議会 → 1/18(火)	市役所会議室
12月22日	金	2学期終業式(第二小、第三小、相賀小、神座小、伊久美小、第五小、六合東小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中) 冬休みを迎える会(第四小、六合小、大津小、伊太小、初倉小、初倉南小、金谷小、川根小)	
12月23日	土	サタデーオープンスクール⑱ (参加者:23人)	伊久美地区

予 定 (12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月9日	火	3学期始業式（第二小、第三小、相賀小、神座小、第五小、六合東小、五和小、第一中、第二中、六合中、初倉中、金谷中、川根中）	
		冬休み明け（第四小、六合小、大津小、初倉小、初倉南小、金谷小、川根小）	
		島田市教育支援員研修会	みんくる
1月10日	水	冬休み明け（伊太小）	
1月15日	月	第3回島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会	市役所会議室
1月20日	土	サタデーオープンスクール⑯ (参加予定：20人)	伊久美地区

事務事業の概要

学校給食課

実施(11月30日～12月29日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
10月 2日～ 11月 30日	月 木	就学時健康診断時における食物アレルギー対応説明	市立小学校
12月 13日～ 2月 29日	水 木	アレルギー対応三者面談(保護者・学校・給食センター)	市立小中学校
12月 7日	木	物資選定会(2月分)	中部学校給食センター
12月 19日	火	献立会議(3月分)	中部学校給食センター
12月 21日	木	第二学期学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター

予定(12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月 13日～ 2月 29日	水 木	アレルギー対応三者面談(保護者・学校・給食センター)	市立小中学校
1月 10日	水	第三学期学校給食開始日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
1月 11日	木	物資選定会(3月分)	中部学校給食センター
1月 23日	火	献立会議(4月分)	中部学校給食センター
1月 24日～ 1月 30日	水 火	島田市学校給食週間	市立小中学校

事務事業の概要

社会教育課

実施(11月30日～12月27日)

月日	曜日	事項	場所
11月30日	木	川根地区センター すこやか学級 「輪投げを楽しもう！」 (参加者：21人)	川根地区センター
12月1日	金	初倉公民館 あゆみ学級(市民学級) 燻製作り(1回目) (参加者：13人)	大津農村環境改善センター
		子ども・若者支援地域協議会講演会録画視聴 「若年層のひきこもりの理解と支援」 (13日まで) (視聴者：13人)	
		伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「己書を書いてみよう」(受講者：6人)	伊久身農村環境改善センター
12月2日	土	初倉公民館 社会教育講座(7回目) 「セルフリンパ教室」(第1土曜日、全8回) (受講者：8人)	初倉公民館
12月3日	日	六合公民館 社会教育講座 「クリスマスお菓子教室」(受講者：12人)	六合公民館
		初倉公民館 短期講座「クリスマスコンサートinはつくら」(受講者：76人)	初倉公民館
12月5日	火	六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」(参加者：18人)	六合公民館
		初倉公民館 社会教育講座(7回目) 「M a m m y' s リフレッシュ体操」 (第1火曜日、全7回) (受講者：6人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講者：8人)	北部ふれあいセンター
12月6日	水	はたちの集い協力者説明会(参加者：2人)	市役所会議室
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 和菓子教室 (参加者：23人)	岡田公会堂
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「60歳からの健康体操」(受講者：12人)	北部ふれあいセンター
		川根地区センター 里山ウォーキング 「富士山静岡空港の東側散策」 (参加者：17人)	牧之原市
12月8日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ教室」(参加者：30人)	六合公民館

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月 8日	金	初倉公民館 あゆみ学級（市民学級） 燻製作り（2回目） （参加者：13人）	大津農村環境改善センター
12月 9日	土	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座「歴史講座」 （受講者：13人）	伊久身農村環境改善センター
12月10日	日	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「楽しい英会話教室」 （受講者：5人）	北部ふれあいセンター
12月12日	火	六合公民館 高齢者学級 「手芸教室」 （参加者：8人）	六合公民館
12月13日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 （参加者：7人）	六合公民館
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 クリスマス飾り作り （参加者：24人）	岡田公会堂
		川根地区センター 市民学級講座 「おたのしみ講座」 （参加者：16人）	川根地区センター
12月14日	木	ゆったり座談会（不登校・ひきこもり家族教室関係） （参加者：3人）	市役所会議室
		中央市民学級 第8回学習会 「お花のある暮らし～Xmasのアレンジメント～」 （参加者：13人）	しまだ楽習センター
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 （参加者：9人）	六合公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加者：20組43人）	第一中学校
		初倉公民館 社会教育講座（6回目） 「身近な基本の絵手紙」 (第2木曜日、全9回) （受講者：11人）	初倉公民館
		青少年育成支援センター運営協議会 第3回運営委員会 （出席者：15人）	市役所会議室
		伊久身農村環境改善センター 高齢者学級 「正月飾り作り」 （参加者：13人）	伊久身農村環境改善センター
12月15日	金	初倉公民館 社会教育講座（6回目） 「初心者向けの焼き菓子作り教室」 (第3金曜日、全6回) （受講者：6人）	初倉公民館
12月16日	土	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「工作教室」 （受講者：17人）	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 （受講者：7人）	北部ふれあいセンター

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月19日	火	初倉公民館 短期講座「お正月の寄せ植えづくり教室・経験者コース」(受講者:14人)	初倉公民館
		初倉公民館 短期講座「お正月の寄せ植えづくり教室・初心者コース」(受講者:16人)	初倉公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 「交通安全・防犯教室」(参加者:22人)	大津農村環境改善センター
		高齢者学級(ほほえみ学級) 「ボール投げ他レクリエーション」(参加者:11人)	北部ふれあいセンター
		初倉西部ふれあいセンター 社会教育講座 「コンニャクづくり教室」(受講者:16人)	初倉西部ふれあいセンター
12月21日	木	中央高齢者学級 第8回学習会 「お花のある暮らし~Xmasのアレンジメント~」(参加者:13人)	しまだ練習センター
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者:4組31人)	第一中学校
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「リラックスヨガ」(受講者:13人)	北部ふれあいセンター
12月22日	金	六合公民館 市民学級 「こんにゃく作り」(参加者:31人)	六合公民館
12月23日	土	六合公民館 社会教育講座 全8回 「子どもチャレンジクラブ 第7回」 (受講者:61人)	六合公民館
12月24日	日	初倉公民館 社会教育講座(6回目) 「男の料理教室」(第4日曜日、全7回) (受講者:14人)	初倉公民館
12月26日	火	伊久身農村環境改善センター 社会教育講座 「おはなしカフェ」(受講者:12人)	伊久身農村環境改善センター
12月27日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」(参加者:6人)	六合公民館

予 定 (12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月28日	木	六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」(参加予定: 8人)	六合公民館
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」(参加予定: 10人)	六合公民館

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月6日	土	初倉公民館 社会教育講座（8回目） 「セルフリンパ教室」（第1土曜日、全8回） (受講予定：10人)	初倉公民館
1月7日	日	令和6年島田市はたちの集い (参加予定：800人)	ローズアリーナ
		初倉公民館 社会教育講座（7回目） 「男の料理教室」（第4日曜日、全7回） (受講予定：15人)	初倉公民館
1月9日	火	六合公民館 高齢者学級 「リズム体操教室」 (参加予定：20人)	六合公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講予定：8人)	北部ふれあいセンター
1月10日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」 (参加予定：6人)	六合公民館
		北部ふれあいセンター社会教育講座 「子育て広場北部ふれあいセンター」 (受講予定：8人)	北部ふれあいセンター
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 お正月あそび (参加予定：24人)	岡田公会堂
		初倉小はつくら寺子屋⑨ (参加予定：23人)	初倉公民館
1月11日	木	第9回中央市民学級 「おりがみを楽しむ～四季を彩るおりがみ～」 (参加予定：15人)	しまだ楽習センター
		六合公民館 高齢者学級 「演芸教室」 (参加予定：8人)	六合公民館
		六合公民館 社会教育講座（全8回） 「男の料理教室（第6回目）」 (参加予定：14人)	六合公民館
		大津農村環境改善センター 高齢者学級 「新年の集い」 (参加予定：30人)	大津農村環境改善センター
1月12日	金	六合公民館 高齢者学級 「健康スポーツ教室」 (参加予定：50人)	六合公民館
1月13日	土	北部ふれあいセンター社会教育講座 「エンジョイ！ズンバ」 (受講予定：15人)	北部ふれあいセンター
		伊久身農村環境改善センター 社会教育講座 「かんたんパン作り」 (受講予定：5人)	伊久身農村環境改善センター

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月14日	日	六合公民館 社会教育講座 「コーヒー焙煎講座」 (参加予定：12人)	六合公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「楽しい英会話教室」 (受講予定：12人)	北部ふれあいセンター
1月17日	水	初倉公民館 社会教育講座（7回目） 「女性トランポウォークA」 (第3水曜日、全8回) (受講予定：15人)	初倉公民館
		初倉放課後子供教室「フレンズクラブ」 選択活動 (参加予定：24人)	初倉南小学校
		第2回家庭教育学級担当者会議 (参加予定：45人)	市役所大会議室西
		初倉南小はつくり寺子屋⑨ (参加予定：13人)	初倉南小学校
1月18日	木	北部ふれあいセンター 社会教育講座 「リラックスヨガ」 (受講予定：15人)	北部ふれあいセンター
		川根地区センター すこやか学級 館外研修「可睡斎と横須賀街道散策」 (参加予定：25人)	袋井市、掛川市
		六合公民館 社会教育講座 「やさしいヨガ講座」 (参加予定：20人)	六合公民館
		第4回不登校・ひきこもり家族教室 「みなと 島田カフェ」 (参加予定：10人)	市役所大会議室西
1月20日	土	六合公民館 高齢者学級 「生け花教室」 (参加予定：5人)	六合公民館
		初倉公民館 社会教育講座（7回目） 社会教育講座「初倉料理教室」 (参加予定：17人)	初倉公民館
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「工作教室」 (受講予定：12人)	北部ふれあいセンター
		北部ふれあいセンター 社会教育講座 「おはなしカフェ子供クッキング」 (受講予定：10人)	北部ふれあいセンター
		初倉公民館 社会教育講座（7回目） 社会教育講座「男性トランポウォーク」 (参加予定：11人)	初倉公民館
1月23日	火	高齢者学級（ほほえみ学級）中電講座 「認知症予防法講座とレクリエーション」 (参加予定：25人)	北部ふれあいセンター

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月23日	火	川根地区センター 市民学級 「ヨガストレッチ講座」(参加予定：15人)	川根地区センター
1月24日	水	六合公民館 高齢者学級 「健康カラオケ教室」(参加予定：6人)	六合公民館
		初倉小はつくら寺子屋⑩ (参加予定：23人)	初倉公民館
		初倉公民館 社会教育講座(7回目) 「女性トランポウォークB」 (第4日曜日、全8回)(受講予定：14人)	初倉公民館

事務事業の概要

スポーツ振興課

実施(11月30日～12月27日)

月 日	曜日	事 項	場 所
12月 2日	土	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 (参加者: 37人)	静岡市
12月 2日～ 12月 3日	土 日	野馬追の里健康マラソン大会 (参加者: 5人)	福島県南相馬市
12月 5日	火	市民ワンバウンドふらば～る大会抽選会 (参加者: 10人)	市役所会議室
12月 7日	木	第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会反省会(第5回実行委員会) (参加者: 8人)	市役所会議室
12月 13日	水	令和5年度 市内学校体育館・ナイター 施設予約システム代表者会議 (参加者: 38人)	市役所会議室
12月 15日	金	スポーツ推進委員定例会 (参加者: 24人)	市役所会議室
12月 17日	日	第4回島田市民ワンバウンドふらば～る 大会 (参加者: 135人)	ローズアリーナ

予定(12月28日～1月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月 1日	月	第47回みんなで走ろう!元日マラソン (参加予定: 2,500人)	島田市陸上競技場
1月 5日～ 1月23日 ※全8回	金 火	令和5年度第2回市内学校体育館・ナイ ター施設 利用者地区別調整会議 内容: 利用者間の話し合いによる令和 6年度上半期(4月～9月分) の利用日の調整会議 対象: 学校体育施設・ナイター施設の 定期的な利用予定者 地区: ア 島田地区ナイター イ 第一中学区 ウ 第二中学区 エ 六合中学区 オ 初倉中学区 カ 旧北中学区 キ 金谷中学区(ナイター含む) ク 川根中学区(ナイター含む)	市役所会議室 市役所会議室 市役所会議室 六合小学校 初倉公民館 北部ふれあいセンター 夢づくり会館 川根庁舎

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月12日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回 (参加予定: 20人)	ローズアリーナ
1月14日	日	第70回島田・中日駅伝競走大会 (参加予定: 500人)	島田市陸上競技場
1月16日	火	スポーツ推進委員1月定例会 (参加予定: 31人)	市役所会議室
1月19日	金	ママさん教室 ※毎週金曜 全5回 (参加予定: 20人)	ローズアリーナ

事務事業の概要

図書館課

実施(11月30日～12月27日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月1日～ 1月14日	土 日	こどもの読書週間関連イベント 「しまだとしょかん 花さき山」	島田図書館
7月20日～ 12/28	木 木	「祝直木賞受賞 永井紗耶子氏特別展」	島田・金谷・川根 図書館
11月1日～ 11月30日	水 木	特集コーナー設置 一般：「和食の日」 児童：「たべものが美味しい季節」 「字のない絵本 音楽の本」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「読書週間」 児童：「ねむ~い本」 「ものづくりにチャレンジ！」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「美しい文字を書いてみたい！」 児童：「あきのごちそうといえ巴？」 「おやすみなさいの本」	川根図書館
11月16日～ 12月14日	木 木	金谷図書館蔵書紹介コーナー設置	金谷小学校
11月22日～ 12月20日	水 水	金谷図書館蔵書紹介コーナー設置	五和小学校
11月22日～ 12月22日	水 金	金谷図書館蔵書紹介コーナー設置	金谷中学校
11月23日～ 12月12日	木 火	展示コーナー 「子どもと戯れ」絵画展	金谷図書館
12月1日～ 2月4日	金 日	読書啓発事業「ひみつカード」	金谷図書館
12月1日～ 12月28日	金 木	特集コーナー設置 一般：「NHK大河の主人公集まれ！」 児童：「クリスマス」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「静岡書店大賞」 児童：「どんぐりチャレンジの本」 「クリスマス」「たつ、動物」 「お正月・十二支」 うさぎ ・動物	金谷図書館

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月 1 日～ 12月 28 日	金 木	特集コーナー設置 一般：「紫式部の世界」 児童：「クリスマス」 「ぬくぬく冬のあったかい本」	川根図書館
12月 5 日	火	ブックスタート (参加者：26人)	保健福祉センター
12月 6 日	水	あかちゃんタイム	島田・金谷・川根 図書館
12月 7 日～ 12月 21日	木 木	川根図書館蔵書コーナー設置	川根中学校
12月 8 日	金	高齢者おはなし会 (参加者：11人)	ふれあい健康プラ ザ
12月 9 日	土	クリスマスおはなし会 (参加者：5人)	金谷図書館
12月 12日	火	ブックスタート (参加者：14人) おはなしギフト (さんらいむきしゃぽっぽ) (参加者： 26 人)	保健福祉センター 牧之原コミュニテ ィセンター
		第3回島田市立図書館協議会	プラザおおるり
12月 14日	木	第一小学校施設見学 (参加者：93人)	島田図書館
12月 14日～ 1月 9 日	木 火	展示コーナー 「金谷宿大学写真教室受講生習作展」	金谷図書館
12月 20日	水	インターフィップ研修生受入れ	島田図書館
12月 23日	土	本・雑誌の無料配布 クリスマスおはなし会 (参加者：64人) (参加者：19人)	金谷公民館 島田図書館 川根図書館
12月 26日	火	おはなしギフト (番生寺きしゃぽっぽ) (参加者：37人)	番生寺会館
12月 26日～ 12月 27日	火 水	NPO法人ららの家施設見学 (参加者：12人)	島田図書館

予 定 (12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
4月 1 日～ 1月 14日	土 日	こどもの読書週間関連イベント 「しまだとしょかん 花さき山」	島田図書館
7月 20日～ 12/28	木 木	「祝直木賞受賞 永井紗耶子氏特別展」	島田・金谷・川根 図書館
12月 1 日～ 2月 4 日	金 日	読書啓発事業「ひみつカード」	金谷図書館

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月 1日～ 12月 28日	金 木	特集コーナー設置 一般：「NHK大河の主人公集まれ！」 児童：「クリスマス」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「静岡書店大賞」 児童：「どんぐりチャレンジの本」 「クリスマス」「たつ、動物」 「お正月・十二支 うさぎ ・動物」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「紫式部の世界」 児童：「クリスマス」 「ぬくぬく冬のあったかい本」	川根図書館
12月 14日～ 1月 9日	木 火	展示コーナー 「金谷宿大学写真教室受講生習作展」	金谷図書館
1月 5日	金	図書館福袋	島田図書館
1月 5日～ 1月 7日	金 日	図書館おみくじ	島田・金谷・川根 図書館、地域館、 川根支所、川根文 化会館
1月 5日～ 1月 31日	金 水	特集コーナー設置 一般：「本の顔」 児童：「辰」年	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「紫式部」 児童：「節分・鬼」 「バレンタイン・チョコ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「一年の始まりは笑顔で！」 児童：「2024年はたつ年（たつ・りゅう）」 「和の文化とあそび」	川根図書館
1月 11日～ 1月 30日	木 火	展示コーナー 「コスチュームジュエリーの世界」	金谷図書館
1月 14日	日	新春子ども映画会 (参加予定：50人)	金谷公民館
1月 16日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		おはなし宅配便 (参加予定：34人)	こばと保育園
1月 16日～ 3月 3日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月17日	水	おはなし宅配便 (参加予定: 77人)	島田中央幼稚園
		おはなし宅配便→1/15㈯ (参加予定: 83人)	五和幼稚園
		高齢者おはなし会	ふれあい健康プラザ
1月18日	木	おはなし宅配便 (参加予定: 84人)	六合幼稚園
1月19日	金	NPOもみの木学級おはなし会 (参加予定: 10人)	金谷図書館
1月21日	日	全国訪問おはなし隊受入	金谷図書館
1月23日	火	ブックスタート	保健福祉センター
		ビブリオバトルin川根小	川根図書館

連 携 報 告

令和5年12月分報告分の事務事業について

実施(11月30日～12月27日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月 2日	土	島田市国際交流協会クリスマスパーティー (参加者: 91人)	ピヘファイブしま だ音楽広場
		ささまそばまつり (ささま国際陶芸祭) (参加者: 約200人)	交流センターささ ま
12月 2日～ 12月 3日	土 日	夢づくりホールでグランドピアノを弾こう (参加者: 11人)	金谷生きがいセン ター
12月 3日	日	チャリムde年忘れ 全員集合!!2023 (参加者: 245人)	川根文化センター
12月 9日	土	直木賞作家永井紗耶子氏講演会 (参加者: 159人)	地域交流センター 歩歩路
12月 15日	金	三遊亭小遊三一門会 (参加者: 636人)	プラザおおるり
12月 16日	土	トリオ・アズライト コンサート (参加者: 200人)	プラザおおるり
12月 24日	日	島田クリスマスミュージックフェスティバル (参加者: 240人)	金谷生きがいセン ター

予定(12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
1月 8日	月	金谷生きがいセンターツアーズ (参加予定: 5組 人)	金谷生きがいセン ター

令和5年12月分報告分の事務事業について

実 施 (11月30日～12月27日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
9月16日～ 12月10日	土 日	収蔵品展 海野光弘 私だけのこの一枚	博物館分館
10月7日～ 12月17日	土 日	第92回企画展 日本グラフィックデザインの曙光 原弘	博物館本館
12月2日	土	あ～と工房 (水彩画講師) (参加者：10人)	博物館本館
12月10日	日	諏訪原城築城450周年記念シンポジウム (参加者：533人)	プラザおおるり
12月14日	木	第2回諏訪原城跡整備委員会 (参加者：9人)	博物館本館 工作室
12月16日～ 12月17日	土 日	お城EXPO 2023 (パシフィコ横浜)	神奈川県
12月17日	日	わくわくアトリエ かわいい干支の起き上がりこぼし (参加者：30人)	博物館本館
12月16日～ 3月24日	土 日	収蔵品展 海野光弘×民俗資料室 海野さんが描いた道具たち	博物館分館

予 定 (12月28日～1月24日)

月 日	曜 日	事 項	場 所
12月16日～ 3月24日	土 日	収蔵品展 海野光弘×民俗資料室 海野さんが描いた道具たち	博物館分館
1月13日～ 3月17日	土 日	第93回企画展 レトロファッショ～～しあだ着道楽～	博物館本館
1月20日	土	分館ギャラリートーク (参加予定：10人)	博物館分館
1月21日	日	わくわくアトリエ 星空スノードーム カード (参加予定：10人)	博物館本館

島田市教育委員会定例会議案

議案第44号

令和6年度島田市の教育方針について

令和6年度島田市の教育方針を別紙のとおり定める。

令和5年12月28日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

令和6年度 島田市の教育方針（案）

令和5年5月から、新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行し、社会生活が少しづつ変化を見せ始めた。特に経済活動については、海外との人材交流が再開され、外国人観光客を見かけることが多くなり、新型コロナウイルス感染症流行前の状況に少しづつ戻ってきていることを実感できる。

教育界では、GIGAスクール構想に基づいて整備した1人1台端末が定着し、学習への探究心や自ら学習する態度・意欲を育むための実践が幅広く行われている。個人の学習の進度や方法を考慮した学習方法を取り入れたり、欠席している児童生徒に対しオンライン学習を取り入れたりするなどの活用が進んでいる。

島田市に目を向けると、令和4年度からスタートした「第2次島田市総合計画 後期基本計画」に基づく市政運営により、「笑顔あふれる 安心のまち 島田」を目指すまちづくりが着実に進められている。

令和5年10月には、市役所新庁舎に教育委員会と市長部局が一堂に会することになり、今まで以上に連携した活動ができるようになった。一方、金谷地区においては、公民館、図書館、体育センターに囲まれる形で金谷地区生活交流拠点施設「かなうえる」がオープンした。このことは、新たな利用者の流れを創り出し各施設の付加価値を向上させる環境が実現したと捉えている。

こども・若者への支援については、児童福祉法が改正され重層的な支援体制の構築が求められている。島田市版ネウボラを起点として青少年期まで切れ目のない支援体制を構築してきた本市においては、こども家庭センターが令和6年4月に設置され、教育委員会との連携体制が更に強化されるものと期待している。

島田市における学校教育は、教職員の働き方改革や新学習指導要領への対応は進んだものの、子供の不登校やいじめ問題、多様性への対応の更なる充実が課題となっている。

教育活動においては、新型コロナウイルスとの共存を考えることが求められている。さらに、令和9年度からの実施を目指している休日における中学校の新たな地域クラブ活動化についても、生徒の興味・関心に応じた活動に結び付けられるように、持続可能な体制を整えていくことが求められている。

令和6年4月から、島田市内に「静岡県立ふじのくに国際高等学校」が開校することとなり、単位制・3部制等を取り入れた新しい考え方の学校としてその展開が期待される。特に注目すべき点は、探究学習を主体とした授業形態や、令和8年度の導入を目指し準備が進められている国際バカロレア教育など、生徒を取り巻く環境の変化や価値観の多様化に対応した新たな学校が創られていくことである。島田市内高等学校との連携を探る中で、探究学習や国際バカロレア教育の考え方を、本市の教育においても取り入れていきたい。

島田市教育委員会では、平成28年度に「島田市立小学校及び中学校の在り方検討委員会」から、今後の進むべき道しるべとなる提言を受け、平成30年度には

「島田市教育環境適正化検討委員会」において、子供を最優先にした学校づくりを目指した提言書が出された。令和元年8月には、学校再編計画を策定し、令和3年4月に湯日小学校と初倉小学校、北中学校と島田第一中学校がそれぞれ統合し、新しい教育活動が順調に進められている。

令和5年12月には島田第一小学校の校舎等が完成し、令和6年1月から新校舎での教育活動が始まっている。4月からは伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校の児童も登校し、新しい設備を備えた新校舎での教育活動が期待される。

初倉地区の学校再編については、小中一貫教育の推進に向けた施設一体型校舎を設置する方針を定め、具体的な準備段階に入っている。

さらに、旧島田市内の学校については、児童生徒数の減少や校舎の老朽化が進む中、将来に向けた望ましい小中一貫教育の推進体制や通学区の枠組みを検討するための「島田市旧市内小中一貫教育推進検討委員会」を発足させ、今後の在り方について検討を進めている。

令和6年度は、教育大綱で示されている「市民総がかりで育む 豊かな心と学び」や、平成31年3月に策定された第2次島田市生涯学習推進大綱を実現させるため、学校教育の充実と共に、幅広い年齢層及び障害を持つ市民への学習の広がりを重視し、家庭教育を含む生涯学習の充実を推進したい。

また、川越し街道や諏訪原城跡などの活用について、市長部局と引き続き連携を図っていく。

感染症の不安が解消された状態ではないが、これまでの経験を基に、ウィズコロナの考え方方に立ち、教育委員会所管の活動について積極的に実施していくたい。

学校教育

○ 学校教育における基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなり、学校生活、子供たちの日常生活はもとに戻りつつある。制限することなく教育活動を実施できるようになり、授業においても対話活動が活発に行われるようになってきた。

令和6年度、学校教育は、「夢育・地育」を基軸に据え、夢や目標を持ち、主体性や自律性、自己肯定感等を高めていくよう、魅力ある授業づくり、特色ある教育活動を推進する。

全国学力・学習状況調査においては、どの教科も全国とほぼ同様の結果が得られた。必要とされる複数の情報を取り出して関連付けたり、知識や経験と結び付け考えを広げ深めたりする力がついてきている。一方、自分の考えを資料や文章、グラフなどの情報を用いて、論理的に表現することに課題が見られた。また、学習における意識として、「授業で端末を週3日以上使用している、端末は学習の役に立っている」「課題解決に向けて、自分で考え取り組んでい

る」「家で自分で計画を立てて勉強している」と感じている子供が増えてきた。これまで学校で重点的に指導してきたことが、子供の意識として調査結果に表れている。今後とも、「子供が主体となる学習」「個別最適な学びと協働的な学びの一体化」を一層充実させ、授業改善を推進することが求められる。1人1台端末の効果的な活用と、整備されたインターネット環境を最大限に生かしていく。

生徒指導面では、全体的に安定感があるが、不登校児童生徒数の増加や、小学校低学年の問題行動、家庭環境に起因する問題等がある。いじめやネット問題に対して、未然防止、早期発見、丁寧な対応が一層求められる。

先述した「夢育・地育」は市内小中学校に浸透し、目標を持ち夢を育むことを大切にする教育、小中連携や地域の教育力を生かした教育活動が行われている。コミュニティ・スクールのコーディネーターの働き掛けにより子供と地域人材・資源がつながり、サタデーオープンスクールや寺子屋事業などの地域支援により学習補充や豊かな体験の機会が設けられている。今後とも学校と地域がつながり、目標を共有しながら教育活動を充実していきたい。地域貢献の姿勢を養う中学生によるボランティア活動や中学生ジュニア防災士の資格取得などの取組にも期待したい。

このような実情や成果を踏まえ、信頼される学校を創造していくためには、子供の安全安心を第一に、「豊かな心、確かな学力、健康な体」を育んでいく。子供たちに、「自他を大切にする心」を培い、夢や可能性を拓くために、新しいことに挑戦する勇気や粘り強く努力する意志の強さを培うことを重視する。引き続いて令和6年度の基本方針の根幹に、「豊かな心」を育てることを位置付ける。

「豊かな心」の育成にあたっては、地域支援や地域資源を積極的に活用した多様で豊かな体験や経験の中で、他とのコミュニケーション力、やればできるという自信、失敗や困難に負けないしなやかで強い心を育てることを重視する。地域に開かれた教育、コミュニティ・スクールを全校で推進し、地域を愛する姿勢や精神を育てる。

また、義務教育9年間を見通す小中一貫教育の推進に向け、小中学校の更なる連携を高め、新学習指導要領に基づく学力観に立った授業やALT等を活用した英語教育、キャリア教育の推進を図る。

◆ 基本方針

- 1) 豊かな心を育てる。 (学校教育課)
 - 夢や目標を持ち、高い自己肯定感を有する子供を育てるため、多様な経験や体験活動を重視する。
 - 根気強く努力する経験や困難に立ち向かう場を大切にし、子供の頑張りなどの成長を価値付ける。
 - 自己選択・自己決定する場や機会を積極的に設け、子供の自主性や自律性を養う。

- ・学習、特別活動等において、子供が喜びを共有する機会を設定し、互いを尊重し共に創り出す姿勢を伸ばす。
- ・様々ながらんばり体験や成功体験、日常における係活動や清掃活動を通して、働くことの大切さや友好な人間関係を築くことの大切さなどを学ぶキャリア教育を充実する。
- ・コミュニティ・スクールによる地域の教育力を積極的に活用し、子供の体験や学びの機会を増やす。
- ・和文化や地域の良さに触れ、和文化特有の情緒性を味わい、地域を愛する心や姿勢を培う。
- ・不登校や問題行動等の生徒指導上の課題に対し、チーム学校で、子供とその家族とのつながりや、教職員と子供との信頼関係を醸成する。
- ・市立図書館との連携により、「島田市子ども読書100選」の活用を図りながら、読書指導の充実や学校図書館の活性化を図る。
- ・幼稚園や保育園・認定こども園との連携を強化し、幼児教育の実情を把握し、研修の機会を設ける。
- ・伊太小学校、相賀小学校、神座小学校、伊久美小学校、島田第一小学校による学校統合においては、児童が人間関係を豊かに育み、安心して学校生活が送れるよう、魅力ある学校づくりを推進する。
- ・中学校の新たな地域クラブ活動化においては、生徒の興味・関心に即した活動の構築に向け、スポーツ振興課や文化振興課とともに、島田市スポーツ協会、島田市文化協会をはじめ各種団体の協力を仰ぎながら推進する。

2) 確かな学力を育てる。 (学校教育課)

- 「個に焦点を当てた教育・子供が主体となる学習」の実現に向け、リーフレット「自分らしさが輝く授業」の具現化を図る。
- ・学習の目標を子供が持ち、興味・関心や必要に応じて活動や順序、方法などを子供自身が選択するなど、「子供が主体となる学習」を推進する。
- ・単元を意識した授業づくりに向け、単元の目標や課題、学習活動、評価活動等を子供と共有する。
- ・子供が将来や未来社会において生きて働く資質・能力を身につけるよう、問題解決的で創造的な、探究的な学習を推進する。
- ・教師が子供一人ひとりの学習状況を把握し、対話活動や1人1台端末を効果的に活用し、考えを深める学習を推進する。
- ・家庭学習において端末を積極的に活用し、自分に適した学習方法や内容を考えながら、学力の向上を図る学習習慣を育む。
- ・進展する情報化社会に向けて、情報活用能力やデジタル・シティズンシップを育む。
- ・小学校の教科担任制や小中学校教員の兼務を推進し、教科学習における専門的な指導を推進する。

3) 健康な体づくりのため、体力の向上を図る。 (学校教育課)

→ 体力の向上としなやかで強い心の育成を推し進め、子供の健やかな成長を支える。

- ・子供が人生を通じて健康に過ごすための基礎的な知識を持ち、自ら体力を高める意識を育む。
- ・学校の授業などで、運動やスポーツへの関心を高め、運動に親しむ機会を増やす。
- ・起床、就寝、食事など規則正しい生活を送る意識を高め、習慣化するための教育を実施する。
- ・地震、津波などの自然災害に際して、自らの命を守るために自己対応力を育む。

4) 特別支援教育の充実を図る。 (学校教育課)

- 子供一人ひとりの実態に応じた支援体制をつくるとともに、教育センター等との連携を密にする。
- ・教育のユニバーサルデザイン化（全ての人々に対し可能な限り使いやすいデザイン）を推進する。
- ・子供や保護者のニーズを的確につかみ、就学支援の充実に努める。
- ・子供の資質・能力を最大限に伸ばすため、個に合った課題設定や端末を有効に活用して個別最適な教育を推進する。
- ・幼稚園や保育園・認定こども園と連携し、適切な就学支援を充実させる。

5) 学校給食の充実を図る。 (学校給食課)

- 安全安心な給食の提供とともに、食育の推進を図る。
- ・学校給食センターの円滑な運営を図るとともに、事故を起こさないように安全管理を徹底する。
- ・学校給食を生きた教材とした食育の推進を図る。
- ・食物アレルギー対応食を安全・正確に提供する。
- ・地元生産者と連携を図りながら、地産地消を推進する。
- ・国が定める基準に基づき、衛生管理を徹底していく。
- ・給食センター調理用備品等の更新を計画的に進める。

6) 教育環境を整備する。 (教育総務課)

- 計画的に施設、設備及び教材等の整備を進め、児童生徒にとって安全で機能的な学習・生活の場を確保する。
- ・島田第一小学校の校舎改築事業を進め、経年による劣化が著しい学校施設については、優先順位を定め施設の機能・性能を維持するための改修工事を実施する。
- ・ＩＣＴ環境の充実に努める。
- ・教材、教具及び図書資料の充実を図る。

- ・学校の市事務職員・業務員への指導助言を適切に行う。
- ・初倉地区施設一体型小中一貫校の整備に向けた検討を進める。
- ・新たな特認校である大津小学校における教育活動が円滑に進められるよう、学校との連携を図りながら推進する。（学校教育課）

社会教育

○ 社会教育における基本的な考え方

社会の多様化・高度化に伴い、市民一人ひとりが、生涯を通じた学びによって自己実現を図り、地域社会で活躍できる環境づくりが求められている。

市民の心の豊かさにとって欠かせない様々な学びや体験の場を大切にし、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、地域に愛着をもつ人や地域に関わる人を増やし、「地育」の推進を図りたい。

青少年の豊かな心を育てるために、一定のルールに基づいた規則正しい集団行動や集団生活を行う体験活動を通して、協調性・積極性・豊かな人間性を伸ばし、心身ともに健やかでたくましい青少年の育成を目指していく。また、青少年が地域活動に積極的に参加できるように働きかけていく。

家庭教育については、社会教育委員からの提言を基に、子供と過ごす時間を大切にし、子育てを通じて親が自ら学ぶ場や地域で支える場を充実し、子供の社会的自立を促す助言や支援体制も充実させる。

生涯学習においては、第2次島田市生涯学習推進大綱の定着や充実を図るため、後継者育成や幅広い年齢層の参加を積極的に推進するとともに、各部署や各公民館等が連携して、学習機会の提供や内容の充実を図る。

さらに、市民の自発的な学習意欲に応えられるよう、図書館や博物館などの連携をより一層図るとともに、デジタル化を推進し、情報の発信や施設利用の利便性を高める。

◆ 基本方針

- 1) 青少年の育成を推進する。
 → 青少年が地域貢献する機会を設け、人に役立つ活動を広げていくことにより社会性を伸ばしていく。
 - ・小学生を対象にした野外体験活動を行う少年育成教室「しまだガンバ！」の充実を図る。
 - ・ボランティア活動への参加者を増やすとともに、青少年リーダーの養成に努める。
 - ・不登校や引きこもり、ニートなど、困難を有する子供や若者とその家族を支援するため、関係機関との連携を充実させる。
 - ・地域の教育力を活用した寺子屋事業や体験活動などを推進する。

- ・学校と地域が連携・協働して行う様々な活動を支援するため、地域学校協働本部事業コーディネーターを市内全小中学校へ配置する。

2) 子供の成長・発達に合わせた親の学びの機会を充実させる。(社会教育課)

- 幼児期の家庭教育の大切さを親が学び、実践する力をつけていく。
そのためには、親同士のつながりを大切にし、親同士が学び合う環境をつくる。

- ・乳幼児を持つ保護者同士がつながりを築き、学びや相談ができる場を設ける。
- ・就学時健診における親学講座や、家庭教育学級の充実を図る。
- ・幼児から中学生を持つ保護者に向けた各種講座を開催し、親力の向上を図る。
- ・子育て応援課や健康づくり課をはじめとする関係各課との連携を一層深める。
- ・家族が一緒に過ごし、コミュニケーションを深めることで家庭を振り返る機会となるように「家庭の日」について一層の周知を図る。

3) 公民館等の活動の推進を図る。 (社会教育課)

- 公民館等は、地域文化の交流拠点として、地域住民の学習意欲を高めるとともに、コミュニティなど地域団体と連携し、幅広い年齢層の活動を推進する。

- ・公民館等で実施する事業や地域主体の自主事業を拡充し、利用者数の増を図る。
- ・社会教育施設長研修会等を開き、活動の進展を図る。
- ・市民ひとり1生涯学習を目標に、多くの地区住民が参加できる活動を推進する。
- ・情報格差解消を目的とした公民館講座を開講する。
- ・管理運営については、その状況を常に把握し、必要に応じて指定管理者への指導を行う。

4) 生涯学習を推進する。 (社会教育課)

- ・生涯学び続ける姿勢を育てるとともに、新たな参加者を増やすため「しまだ楽習センター」、「東海道金谷宿大学」の充実と活性化を図る。
- ・公民館活動等における各種事業による地域文化の充実を図る。
- ・関係機関が連携して、次世代育成の場を充実する。
- ・「ふれあい講座」や「フェスタしまだ」など、市民の関心ある事業を推進する(文化振興課との連携)。
- ・デジタル技術を活用できる人材育成を目的とした講座を開催し、社会教育のデジタル化に対応できる講師等の育成を図る。

5) 野外活動センター山の家、山村都市交流センターささまの運営状況を常に把握し、利活用の促進と地域の活性化を図る。 (社会教育課)

6) 図書館活動の推進を図る。 (図書館課)

→ 3図書館ともに図書館資料の充実、レファレンスサービス、おはなし会などを通して市民の図書館の利用促進を図る。

- ・学校、公民館と連携を密にし、読書環境の充実を図る。
- ・図書館ボランティアを養成し、図書館、市内小中学校、公民館で活動できるよう支援する。
- ・講座やイベントの開催や、関係部署等との連携事業により図書館の利用促進を図る。
- ・障害のある人への読書活動支援を進める。
- ・島田市子ども読書活動推進計画（第四次）に基づき、子供の読書環境の整備や読書機会の提供に努める。

スポーツ振興

○ スポーツ振興における基本的な考え方

令和4年度において、第2次島田市スポーツ振興推進計画を策定し、この計画に基づいて、各種スポーツ推進施策を展開している。令和5年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類となり、スポーツ施設における利用者は、コロナ禍以前の状況に戻りつつある。

島田市は、大井川の河川敷をはじめとしたスポーツ施設に恵まれ、日常的にスポーツを楽しむ市民が多い。また、しまだ大井川マラソンinリバティに象徴されるように、スポーツによる交流人口も多い。競技スポーツにおいては、中高校生の活躍も目立ち、スポーツ表彰される市民も多い。

横井運動公園人工芝サッカー場や河川敷グラウンド・ゴルフ場などのスポーツ施設の整備が進み、島田市総合スポーツセンター「ローズアリーナ」など、島田市のスポーツ・レクリエーション環境は充実しているといえるが、一方、島田球場の改修や広大な河川敷グラウンドの維持管理が課題となっている。

ニュースポーツの普及も進んできている。市民ひとり1スポーツを目標に、今後も、より多くの市民がスポーツに親しみ、健康的な生活を営むことができるよう、生涯スポーツを推進していく。

◆ 基本方針

1) スポーツの普及・推進を図る。 (スポーツ振興課)

- ・市民ひとり1スポーツのため、地区におけるスポーツ活動を支援する。
- ・市内で行われる各競技大会の支援を充実する。

- ・高齢者や障害者に対する支援を充実する。
- ・ニュースポーツ・パラスポーツの普及に努める。
- ・市町対抗駅伝競走大会における島田市代表チームの活動を支援する。
- ・法人化した島田市スポーツ協会の自立的活動を支援する。
- ・全国大会等出場者の顕彰及び広報を充実する。
- ・中学校の新たな地域クラブ活動化の推進のために、学校教育課と連携し島田市スポーツ協会や関係競技団体と共に推進していく。

2) スポーツ施設の充実を図る。 (スポーツ振興課)

- ・より多くの市民が活用できるように大井川河川敷等のスポーツ施設及びローズアリーナの維持管理に努める。
- ・デジタル化された施設予約システムの定着に努め、利用者の利便性を図り、施設の利用率を高める。
- ・横井運動場公園の改修を計画的に進める。

島田市伊太体育館条例施行規則の制定について

島田市伊太体育館条例施行規則をここに制定する。

令和5年12月28日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

島田市伊太体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市伊太体育館条例（令和5年島田市条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 島田市伊太体育館（以下「伊太体育館」という。）の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 伊太体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申込み)

第4条 条例第3条第1項前段の規定により同項の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、伊太体育館使用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書の受付期間は、伊太体育館を使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（教育委員会が必要と認めたときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、伊太体育館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 使用の許可は、受付の順序による。ただし、公益のため教育委員会が特に必要と認めるときは、受付の順序によらないことができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が伊太体育館を使用するとき

は、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第6条 条例第3条第1項後段の規定により同項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、伊太体育館使用許可変更申込書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申込書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の許可をするときは、伊太体育館使用変更許可書（様式第4号）を交付する。
- 3 前条第3項、この条第1項本文及び次条の規定は、前項の規定により使用変更許可書の交付を受けた場合について準用する。

(使用の許可の取消し)

第7条 使用者が使用の許可の取消しを申し出ようとするときは、伊太体育館使用許可取消申出書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(使用料の免除)

第8条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用のために使用する場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。
- 2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用申込書の提出と同時に、伊太体育館使用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。
 - 3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、伊太体育館使用料免除通知書（様式第7号）を交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

(行為の許可)

第10条 条例第10条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、伊太体育館内行為許可申請書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、伊太体育館内行為許可書（様式第9号）を交付する。

(特別設備の許可)

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けようとする者は、設計書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第12条 伊太体育館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、貼り紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 使用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 伊太体育館に入館する者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伊太体育館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、職員が職務のためその使用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

伊太体育館使用申込書

年　月　日

島田市教育委員会

住所
〔法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地〕申込者 氏名
〔法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり伊太体育館を使用したいので、申し込みます。

使用目的								
使用区分	屋内運動場							
使用日時等	日時					人数		
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
附帯設備の使用								
入場料の類の有無	有()・無							
使用責任者	住所 氏名	電話番号						
使用料	円							
備考								

(注)

- 1 入場料の類の有無の欄は、該当する項目に○印を付けてください。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第2号（第5条関係）

伊太体育館使用許可書

第
年
月
日

様

島田市教育委員会

印

次のとおり伊太体育館の使用を許可します。

使用目的								
使用区分	屋内運動場							
使用日時等	日時					人数		
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
	月	日	()	時	分から	時	分まで	人
附帯設備の使用								
入場料の類の有無	有()・無							
使用責任者	住所 氏名	電話番号						
使用料	円							
備考								

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など伊太体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第3号（第6条関係）

伊太体育館使用許可変更申込書

年　月　日

島田市教育委員会

住所
〔法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地〕申込者 氏名
〔法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年　月　日付けで許可を受けた伊太体育館の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

変更の理由									
変更の内容	使用目的								
	使用区分	屋内運動場							
	使用日時等	日時					人数		
		月	日	()	時	分から	時	分まで	人
		月	日	()	時	分から	時	分まで	人
		月	日	()	時	分から	時	分まで	人
月		日	()	時	分から	時	分まで	人	
							人		
附帯設備の使用									
入場料の類の有無		有()・無							
使用責任者		住所	電話番号						
使用料		既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料		差		額		
		円	円		円		円		

(注)

- 1 変更の内容の欄は、変更のある事項に○印を付け、変更後の内容を記入してください。変更のない事項の欄への記入は不要です。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。
- 3 使用料の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）

伊太体育館使用変更許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会

印

年　　月　　日付けて申込みのあった伊太体育館の使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

変 更 後 の 内 容	使　用　目　的						
	使　用　区　分	屋内運動場					
使　用　日　時　等	日　時						人　数
	月　日　(　)	時	分から	時	分まで	人	
	月　日　(　)	時	分から	時	分まで	人	
	月　日　(　)	時	分から	時	分まで	人	
	月　日　(　)	時	分から	時	分まで	人	
	月　日　(　)	時	分から	時	分まで	人	
附　帶　設　備 の　使　用							
入　場　料　の 類　の　有　無	有 () ・ 無						
使　用　責　任　者	住　所						電　話　番　号
使　用　料							円
備　考							

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など伊太体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第5号(第7条関係)

伊太体育館使用許可取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申出者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた伊太体育館の使用について、許可の取消しを申し出ます。

取消しを申し出る理由						
使用区分	屋内運動場					
使用日時	年	月	日	時	分から	
使用責任者	住所 氏名	電話番号				
既納使用料	円					

(注)

- 1 既に交付を受けている使用許可書又は使用変更許可書を添付してください。
- 2 申出者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第6号（第8条関係）

伊太体育館使用料免除申請書

年　月　日

島田市長

住所
〔法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地〕

申請者　氏名
〔法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり伊太体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用区分	屋内運動場					
使用日時等	日時					
	月	日	()	時	分から	時
	月	日	()	時	分から	時
	月	日	()	時	分から	時
	月	日	()	時	分から	時
	月	日	()	時	分から	時
免除を申請する理由						
免除を申請する額	円					

(注) 使用申込書と一緒に提出してください。

伊太体育館使用料免除通知書

第 号
年 月 日

様

島田市長

印

次のとおり伊太体育館の使用料を免除するので、通知します。

使 用 区 分	屋内運動場
使 用 日 時 等	日 時
	月 日 () 時 分から 時 分まで
	月 日 () 時 分から 時 分まで
	月 日 () 時 分から 時 分まで
	月 日 () 時 分から 時 分まで
	月 日 () 時 分から 時 分まで
免 除 を 申 請 す る 理 由	
免 除 す る 額	円
備 考	

様式第8号（第10条関係）

伊太体育馆內行為許可申請書

年 月 日

島田市教育委員會

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 (法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

伊太体育館における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けよう とする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号

(注)

- 1 許可を受けようとする行為の欄は、該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
 - 2 行為の内容の欄は、物品の販売にあっては販売する物品の品目等について、できるだけ詳しく記入してください。
 - 3 申請者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第9号（第10条関係）

伊太体育館内行為許可書

第 年 月 日
号

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けであった伊太体育館における行為の申請について、
次のとおり許可します。

許可をする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

島田市相賀体育館条例施行規則の制定について

島田市相賀体育館条例施行規則をここに制定する。

令和5年12月28日提出

島田市教育委員会教育長 山 中 史 章

島田市相賀体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市相賀体育館条例（令和5年島田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 島田市相賀体育館（以下「相賀体育館」という。）の開館時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 相賀体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申込み)

第4条 条例第3条第1項前段の規定により同項の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、相賀体育館使用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書の受付期間は、相賀体育館を使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（教育委員会が必要と認めたときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、相賀体育館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 使用の許可は、受付の順序による。ただし、公益のため教育委員会が特に必要と認めるときは、受付の順序によらないことができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が相賀体育館を使用するとき

は、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第6条 条例第3条第1項後段の規定により同項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、相賀体育館使用許可変更申込書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申込書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の許可をするときは、相賀体育館使用変更許可書（様式第4号）を交付する。

3 前条第3項、この条第1項本文及び次条の規定は、前項の規定により使用変更許可書の交付を受けた場合について準用する。

(使用の許可の取消し)

第7条 使用者が使用の許可の取消しを申し出ようとするときは、相賀体育館使用許可取消申出書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(使用料の免除)

第8条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用申込書の提出と同時に、相賀体育館使用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、相賀体育館使用料免除通知書（様式第7号）を交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

(行為の許可)

第10条 条例第10条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、相賀体育館内行為許可申請書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、相賀体育館内行為許可書（様式第9号）を交付する。

(特別設備の許可)

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けようとする者は、設計書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第12条 相賀体育館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、貼り紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならぬ。

- (1) 使用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 相賀体育館に入館する者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、相賀体育館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第13条 使用者は、職員が職務のためその使用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

相賀体育館使用申込書

年　月　日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地申込者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり相賀体育館を使用したいので、申し込みます。

使用目的						
使用区分	1 屋内運動場 2 小体育室					
使用日時等	日時				人数	使用区分
	月 日 () 時	分から	時	分まで	人	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	人	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	人	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	人	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	人	1・2
附帯設備の使用						
入場料の類の有無	有()・無					
使用責任者	住所 氏名	電話番号				
使用料	円					
備考						

(注)

- 1 使用区分の欄、使用日時等の項目の使用区分の欄及び入場料の類の有無の欄は、該当する項目に○印を付けてください。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第2号（第5条関係）

相賀体育館使用許可書

第
年
月
号

様

島田市教育委員会

印

次のとおり相賀体育館の使用を許可します。

使用目的					
使用区分	1 屋内運動場 2 小体育室				
使用日時等	日時			人数	使用区分
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2		
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2		
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2		
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2		
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2		
附帯設備の使用					
入場料の類の有無	有 () • 無				
使用責任者	住所 氏名	電話番号			
使用料	円				
備考					

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など相賀体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第3号（第6条関係）

相賀体育館使用許可変更申込書

年　月　日

島田市教育委員会

住所
〔法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地〕申込者 氏名
〔法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年　月　日付けで許可を受けた相賀体育館の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

変更の理由							
変更の内容	使用目的						
	使用区分	1 屋内運動場		2 小体育室			
	使用日時等	日時				人数	使用区分
		月 日 () 時 分から 時 分まで			人	1・2	
		月 日 () 時 分から 時 分まで			人	1・2	
		月 日 () 時 分から 時 分まで			人	1・2	
月 日 () 時 分から 時 分まで				人	1・2		
附帯設備の使用							
入場料の類の有無	有 () ・ 無						
使用責任者	住所 氏名	電話番号					
使　用　料	既 納 使 用 料	変 更 後 の 使 用 料	差	額			
	円	円		円			

(注)

- 1 変更の内容の欄は、変更のある事項に○印を付け、変更後の内容を記入してください。変更のない事項の欄への記入は不要です。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。
- 3 使用料の欄は、記入しないでください。

様式第4号（第6条関係）

相賀体育館使用変更許可書

第
年
月
日

様

島田市教育委員会

印

年　月　日　付けて申込みのあった相賀体育館の使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

使用目的						
使用区分	1 屋内運動場 2 小体育室					
変更後 の内 容	日時				人数	使用区分
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2			
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2			
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2			
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2			
	月 日 () 時 分から 時 分まで	人	1・2			
附帯設備 の使 用						
入場料の 類の有無	有()・無					
使用責任者	住所 氏名	電話番号				
使 用 料	円					
備 考						

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など相賀体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

様式第5号(第7条関係)

相賀体育館使用許可取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申出者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた相賀体育館の使用について、許可の取消しを申し出ます。

取消しを申し出る理由						
使用区分	1 屋内運動場 2 小体育室					
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
使用責任者	住所 氏名	電話番号				
既納使用料	円					

(注)

- 1 既に交付を受けている使用許可書又は使用変更許可書を添付してください。
- 2 申出者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

様式第6号（第8条関係）

相賀体育館使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり相賀体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用区分	1 屋内運動場	2 小体育室			
使用日時等	日時			使用区分	
	月 日 () 時	分から	時	分まで	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで	1・2
免除を申請する理由					
免除を申請する額	円				

(注)

- 1 使用申込書と一緒に提出してください。
- 2 使用区分の欄及び使用日時等の項目の使用区分の欄は、該当する項目に○印を付けてください。

相賀体育館使用料免除通知書

第 年 月 日 号

様

島田市長

印

次のとおり相賀体育館の使用料を免除するので、通知します。

使 用 区 分	1 屋内運動場	2 小体育室		
使 用 日 時 等	日時			使 用 区 分
	月 日 () 時	分から	時	分まで 1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで 1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで 1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで 1・2
	月 日 () 時	分から	時	分まで 1・2
免 除 を 申 請 す る 理 由				
免 除 す る 額	円			
備 考				

様式第8号（第10条関係）

相賀体育館内行為許可申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 法人その他の団体にあっては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 法人その他の団体にあっては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

相賀体育館における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けようとする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号

(注)

- 許可を受けようとする行為の欄は、該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
- 行為の内容の欄は、物品の販売にあっては販売する物品の品目等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 申請者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

相賀体育館内行為許可書

第
年
月
日
号

様

島田市教育委員会

印

年 月 日付けであった相賀体育館における行為の申請について、
次のとおり許可します。

許可をする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ()
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

協 議 事 項

次回教育委員会定例会における 協議事項の集約

五十年代苏联之经济政策
（二）农业政策

報 告 事 項

(報告事項)

教育総務課

令和5年11月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
21小中学校	リサイクル培養土 (グリーンソイル)	1,365袋 (8kg/袋)	1,638,000 円	ネスレ日本株式会社 島田工場 (工場長 西 英明)
	計		1,638,000 円	

令和5年11月分の生徒指導について

令和5年11月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配達委託契約について

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配達業務の委託にあたり、安全安心でおいしい学校給食を提供する優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、下記のとおり、優先交渉権者として選定した株式会社魚国総本社名古屋本部と契約を締結しましたので報告いたします。

記

1 公募型プロポーザル審査結果（提案事業者数2者）

評価項目	配点	(株)魚国総本社名古屋本部	シダックス大新東 ヒューマンサービス(株) 中部第二支店
1. 経営方針	40	33	33
2. 業務の受託実績	50	50	38
3. 業務の実施体制	264	199	182
4. 衛生管理	80	63	61
5. 危機管理対応	96	65	63
6. 自由提案	120	88	87
7. 見積金額	80	41	14
合計	730	539	478
選定結果		優先交渉権者	次点者

2 選定方法

上記2者から提出された企画提案書等について10月30日（金）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会（教育長、保護者代表、小中学校長代表、行政経営部長、教育部長、学校教育課長、栄養教諭代表、調理員代表の8名による組織）にて選定

3 選定スケジュール

令和5年 9月 1日 (金)	公募型プロポーザル公告
令和5年 10月 3日 (火)	参加表明書の提出期限
令和5年 10月 16日 (月)	企画提案書提出期限
令和5年 10月 30日 (月)	審査委員会（プレゼンテーション審査）
令和5年 11月 10日 (金)	選定結果の公表
令和5年 11月 13日 (月)	優先交渉権者と協議開始

4 契約について

事業名：島田市立中部学校給食センター調理及び市内小中学校配膳・配達委託

受託者：株式会社魚国総本社名古屋本部

契約日：令和5年12月11日（月）

契約額：935,088,000円（税込み）

履行期間：令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

令和5年11月分の寄附受納について

寄附受納したので、次のとおり報告します。

<物品>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
初倉西部 ふれあいセンター	ラミネーター	1台	21,890 円	一般社団法人 谷田川報徳社 (理事長 榛葉正信)
	計		21,890 円	

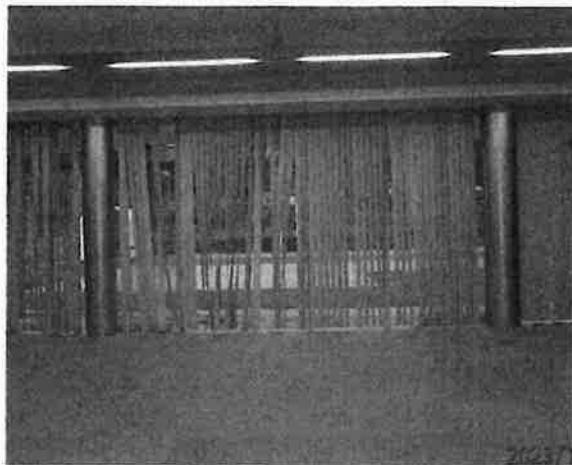
<工事>

受入先	品名	数量	金額	寄附者
初倉西部 ふれあいセンター	タテ型ブラインド 取替工事 ・健康サロン ・和室横 ・南側通路部分	一式	563,563 円	一般社団法人 谷田川報徳社 (理事長 榛葉正信)
	計		563,563 円	

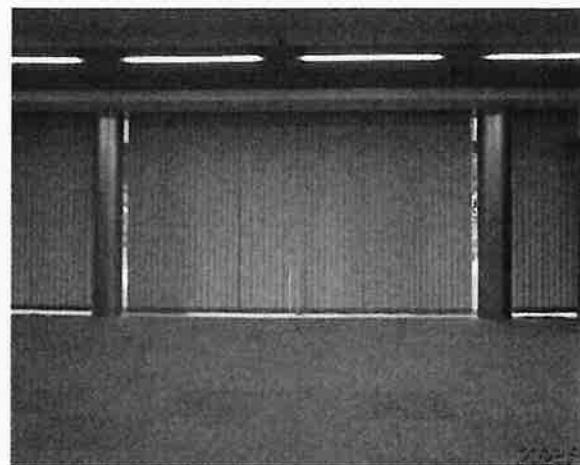
初倉西部ふれあいセンター ブラインド寄付

●健康サロン

取替前

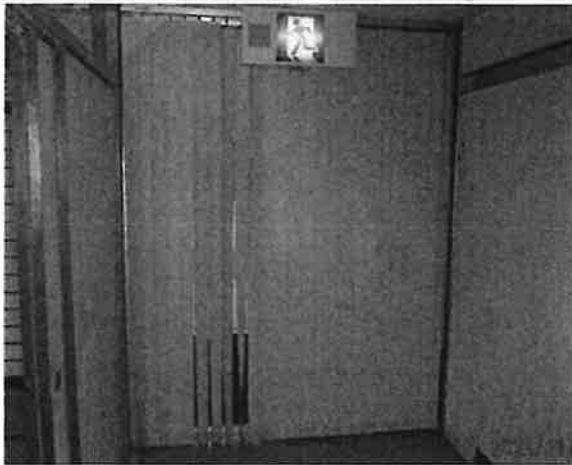


取替後

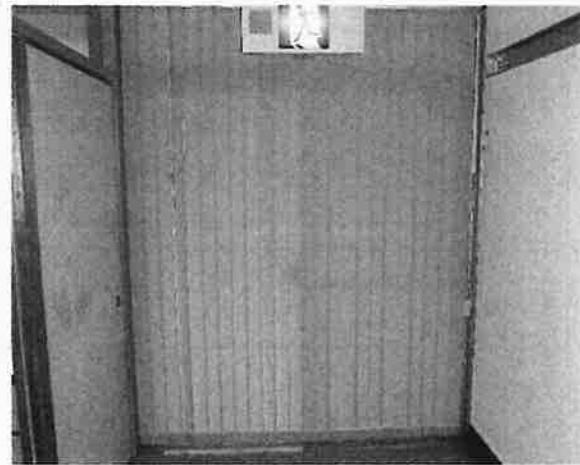


●和室横

取替前



取替後



●南側通路部分

取替前



取替後



島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり報告します。

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第 号

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1屋内運動場の部フロア（小型）の款島田市立伊太小学校の項、島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項、ステージ等の款島田市立相賀小学校の項、島田市立神座小学校の項及び島田市立伊久美小学校の項並びに会議室の部島田市立相賀小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

しまだ練習センター条例を廃止する条例について

しまだ練習センター条例を廃止する条例について、別紙のとおり報告します。

しまだ練習センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第31号

しまだ練習センター条例を廃止する条例

しまだ練習センター条例（平成29年島田市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の利用に係る利用料（廃止前の第14条第1項に規定する利用料をいう。）については、廃止前の第14条及び第16条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に利用者（廃止前の第11条第1項の許可を受けた者をいう。）又は指定管理者（廃止前の第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行うべきであった原状回復については、廃止前の第18条及び第23条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に指定管理者の役員及び職員が知り得た業務上の秘密に係る守秘義務については、廃止前の第22条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 施行日前に発生した物件の損傷又は滅失に係る損害賠償については、廃止前の第24条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

島田市伊太体育馆条例について

島田市伊太体育馆条例について、別紙のとおり報告します。

島田市伊太体育馆条例をここに公布する。

令和5年月日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第 号

島田市伊太体育馆条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、伊太体育馆を設置する。

(名称及び位置)

第2条 伊太体育馆の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市伊太体育馆	島田市伊太1314番地

(使用の許可等)

第3条 島田市伊太体育馆（以下「伊太体育馆」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、伊太体育馆の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が伊太体育馆の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなつたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が伊太体育馆の管理上使用させること

が適当でなくなったと認めるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。
- 3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 伊太体育館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由により伊太体育館を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、伊太体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために伊太体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

- 2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 伊太体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、伊太体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、伊太体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、伊太体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他伊太体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分	使用時間						
	午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日	
	午前8時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	午後5時 から午後 9時まで	午前8時 から午後 9時まで	
屋内運動場	一般	市内	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（伊太体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

(報告事項)

スポーツ振興課

島田市相賀体育館条例について

島田市相賀体育館条例について、別紙のとおり報告します。

島田市相賀体育館条例をここに公布する。

令和5年月日

島田市長 染谷 絹代

島田市条例第 号

島田市相賀体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、相賀体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 相賀体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市相賀体育館	島田市相賀875番地

(使用の許可等)

第3条 島田市相賀体育館（以下「相賀体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、相賀体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が相賀体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなつたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が相賀体育館の管理上使用させること

が適当でなくなったと認めるとき。

- 2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。
- 3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 相賀体育館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない理由により相賀体育館を使用することができなくなったとき。
- (2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、相賀体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために相賀体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

- 2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 相賀体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、相賀体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、相賀体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、相賀体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他相賀体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分		使用時間						
		午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日	
		午前8時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後5時から午後9時まで	午前8時から午後9時まで	
屋内運動場	一般	市内	550円	550円	550円	550円	1,100円	2,200円
		市外	820円	820円	820円	820円	1,650円	3,300円
	その他	市内	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	3,300円	6,600円
		市外	2,470円	2,470円	2,470円	2,470円	4,950円	9,900円
小体育室	一般	市内	360円	360円	180円	180円	360円	1,100円
		市外	540円	540円	270円	270円	540円	1,650円
	その他	市内	1,080円	1,080円	540円	540円	1,080円	3,300円
		市外	1,620円	1,620円	810円	810円	1,620円	4,950円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（相賀体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

指定管理者の指定について

島田市田代の郷温泉及び田代の郷多目的スポーツ・レクリエーション広場の指定管理者の指定について、次のとおり報告します。

管理を行わせようと する施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
島田市田代の郷温泉	島田市金谷東一丁目 1235番地の1	田代の郷共同運営 コンソーシアム 代表企業 西東石油株式会社	令和6年4月1日 から 令和11年3月31日 まで
田代の郷多目的ス ポーツ・レクリエー ション広場			

